

別表第十二号 航空移動業務及び航空移動衛星業務における航空機の安全運航及び正常運航に関する通信の通報(第百五十条関係)

- 一 航空機の安全運航に関する通信の通報
 - (一) 航空機の移動及び航空交通管制に関する通報
 - イ 飛行計画通報
 - ロ 変更及び調整に関する通報
 - (1) 出発通報
 - (2) 遅延通報
 - (3) 到着通報
 - (4) 境界到達予定通報
 - (5) 飛行計画変更通報
 - (6) 管制の調整に関する通報
 - (7) 管制の受諾に関する通報
 - ハ 飛行計画取消通報
 - ニ 管制承認通報
 - ホ 管制の移管に関する通報
 - ヘ 補足飛行計画の要求に関する通報
 - ト 位置報告の通報
 - (二) 航行中の航空機に関し、急を要する通報(当該航空機を運行する者から発し又は航空機局の送信するものに限る。)
 - (三) 航行中又は出発直前の航空機に関し、急を要する気象情報
 - (四) その他航行中又は出発直前の航空機に関する通報
- 二 航空機の正常運航に関する通信の通報
 - (一) 航空機の運航計画の変更に関する通報
 - (二) 航空機の運航に関する通報
 - (三) 運航計画の変更に基づく旅客及び乗員の要件の変更に関する通報(当該航空機を運行する者にあてるものに限る。)
 - (四) 航空機の予定外の着陸に関する通報
 - (五) 至急に入手すべき航空機の部分品及び材料に関する通報
 - (六) 航空機の安全運航又は正常運航に関して必要な施設の運用又は保守に関する通報